

第 6 8 号 議 案

新宿区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 1 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

## 新宿区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

新宿区保健衛生事務手数料条例（平成 12 年新宿区条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表 60 の項中「第 12 条第 2 項」を「第 12 条第 4 項」に改め、同表 62 の項中「第 13 条第 3 項」を「第 13 条第 4 項」に改め、同表 64 の項中「第 14 条第 13 項」を「第 14 条第 15 項」に改め、同表 68 の項中「第 39 条第 4 項」を「第 39 条第 6 項」に改め、同表 69 の項中「第 1 条の 5 第 1 項」を「第 2 条の 3 第 1 項」に改め、同表 70 の項中「第 1 条の 6 第 1 項」を「第 2 条の 4 第 1 項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号）の一部の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の改正等に伴い、規定を整備する必要があるため